

御意見の概要	御意見に対する考え方
押印又は署名には犯罪抑止の効果があるため、適切な代替策のない押印又は署名の廃止は反対である。	本改正により押印を不要とした場合においても、登記の申請については、添付書類等により登記の真正が担保されており、また、申請等に疑義がある場合等には、必要に応じて更なる本人確認を行うこととしています。